

社会福祉法人建仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人建仁会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 理事、監事及び評議員については、報酬を支給する

2 理事長に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額とする。

(2) 退職手当については、別表2に定める額とする。ただし、評議員会の承認を得て、役員としての在任期間における業績等に応じこれを増額し、又は減額することができる。

(3) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 理事・監事及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 50万円
理事、監事、評議員 評議員選任・解任委員	日額 1万5千円（当該会議に出席する都度）

別表2（退職手当）

《 報酬月額 × 在任期間の支給率 》

在任期間（年）	支給率	在任期間（年）	支給率
1	0.7	16	18.4
2	1.4	17	19.5
3	2.4	18	20.7
4	3.2	19	21.9
5	4.7	20	26.9
6	6.5	21	28.4
7	7.5	22	29.9
8	8.6	23	31.3
9	9.7	24	32.8
10	10.8	25	40.4
11	12.4	26	42.1
12	13.6	27	43.9
13	14.8	28	45.6
14	16.0	29	47.4
15	17.2	30	49.1

※ ① 在任期間の計算は、1年に満たない端数が生じたときは切り捨てるものとする。

② 第3条第1項第2号のただし書きは、業績等により加算する額については概ね退職手当の額に相当する額とする。